

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正について

令和 8 年 6 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(ウェブサイトにおける情報提供) 第 9 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項については、金商法第 43 条の 5 及び金商業等府令第 146 条の 2 に定める措置と同様の措置を講じなければならない。</p> <p>1～17 (現行どおり)</p> <p>18 特定業務会員にあつては、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ及び同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第 79 条の 27 第 1 項及び第 2 項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第 29 条の 4 の 2 第 8 項及び第 9 項の規定又は同法第 29 条の 4 の 4 第 7 項及び第 8 項の規定により店頭有価証券の預託を受けることができない旨</p> <p>19～23 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(社内規則及び取扱要領) 第 17 条 株式投資型クラウドファンディング業務を行おうとする会員等は、金商法及びこの規則を遵守しながら当該株式投資型クラウドファンディング業務を遂行するために必要な事項を社内規則において規定するとともに、社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。</p> <p>2 会員等は、前項に定める社内規則の内容に基づき取扱要領を作成し、本協会に提出しなければならない。</p> <p>3・4 (現行どおり)</p> <p>5 <u>本協会は、第 2 項の規定により取扱要領の提出を行った会員等について公表する。</u></p>	<p>(ウェブサイトにおける情報提供) 第 9 条 (同 左)</p> <p>1～17 (省 略)</p> <p>18 特定業務会員にあつては、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ及び同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第 79 条の 27 第 1 項及び第 2 項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第 29 条の 4 の 2 第 8 項及び第 9 項の規定又は同法第 29 条の 4 の 4 第 7 項及び第 8 項の規定により店頭有価証券の<u>券面</u>の預託を受けることができない旨</p> <p>19～23 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(社内規則及び取扱要領) 第 17 条 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3・4 (省 略) (新 設)</p>
<p>付 則</p> <p>この規則は、令和 8 年 6 月 16 日から施行</p>	

新	旧
する。	